

原 著

一時保護所の生活に児童が安心・安全を感じるプロセス —被虐待児が求める受容的な関わり方—

阪無 勇士*・石村 郁夫**

A Process to Enable Children to Feel Safe and Secure in Temporary Shelters: Accepting Interactions Desired by Abused Children

Yuuji Sakanashi, Ishimura Ikuo

Abstract

Temporary shelter staff must interact with children with acceptance and ensure a safe and secure life for them. This study aimed to develop a measurement tool to identify the characteristics of accepting interactions and to verify the resulting model, explaining how they make children feel safer and more secure. A questionnaire survey was conducted with 50 children living in temporary shelters (mean age: 12.06 ± 2.26). A factor analysis identified seven interactions, which were characterized by acceptance, problem-solving, education, growth promotion, supportive relationship building, coercion, and avoidance. Covariance structure analysis showed that staff members who engaged in interactions involving coercion or avoidance that demanded growth beyond the children's emotions and thoughts threatened children's safety and security, while accepting interactions effectively prevented such situations. Temporary shelter staff must adopt approaches that ensure accepting interactions.

Keywords: child guidance center, temporary shelters, abused children, accepting interaction, safety and security

I. 問題と目的

一時保護所の現状において、児童虐待を理由にした一時保護の割合は年々増加している（厚生労働省, 2017）。その割合は全国平均で約5割と示されるが、施設の様子は地域によって大きく異なる状況にある（川並・井上, 2016）。例えば全国平均を大きく上回る一時保護所においては、半年以上もの間、虐待を理由にして入所する児童は9割を超えている（阪無・朝田・宮原・岡本, 2018）。そして、2人に1人の児童は他児の攻撃的行動、日課の逸脱、過度な身体接触といった問題行動を身近に体験する生活状況に置かれている。このため児

童の生活処遇に携わる一時保護所職員は、不遇な境遇に傷つく児童へと受容的に関わることで、児童に安心・安全の生活を保障するといった一時保護ガイドライン（厚生労働省, 2018）に基づく職務を担っている。

しかし、一時保護所の安心・安全の生活に関して山田（2016）は組織側の課題を3つ述べている。1つ目は保護の長期化である。地域社会と分断されることで、社会性や学習能力などの健全な育成が不足している。2つ目は支援が困難な児童の増加である。知的障害や広汎性発達障害、反抗挑戦性障害などを有する児童が複数いる状況で、障害

* 東京成徳大学大学院心理学研究科 (Graduate school of Psychology, Tokyo Seitoku University)

** 東京成徳大学応用心理学部 (Faculty of Applied Psychology, Tokyo Seitoku University)
受領2018.10.10 受理2018.11.28

特性に応じた個別的なアプローチには限界があり、職員の疲弊や不十分な支援を生んでいる。3つ目は混合処遇である。年齢、性別、抱える問題も異なる被虐待児や非行少年が複数名同時期に入所するうえに、頻繁な入退所により流動的に成員が変化する状況で児童の特徴に応じたグルーピングや日課の検討は現実的には困難とされている。

これらの指摘から示されることは、組織側の課題は入所児童の多くが能力的・特性的な課題や障害を有するにも関わらず、児童の個別性に応じた職員の関わりを困難にさせることである。施設側の課題を前提にして児童の安心・安全の生活を築く必要があり、受容的な関わりに関し、より高度な技能の獲得が職員に求められる状況といえる。

そこで、阪無・石村(2017a)は受容的な関わりを「児童・職員・組織の総合的な観点から児童の気持ちを受け入れ認め、成長へと導く関わり」と定義して職員14名を対象にしたインタビュー調査から職員が受容的な関わりに至るプロセスを示している。このプロセスでは厳しい指導により自ら疲弊する職員が、組織のサポートを受けて児童へと受容的に関わり、安心・安全の生活を築くことが示されている。このプロセスは阪無・石村(2018)の量的な研究により検証されたが調査の対象は職員である。職員の関わりが児童の安心・安全の生活を築くことに関して、児童を対象にした研究はなされていない。児童の援助ニーズに適した支援を提供するためには、職員側の視点を考慮しながらも児童の視点から支援を検討する必要があるといえる。

特に児童への支援に関して、虐待を受けた児童が求める支援と施設職員が提供する支援では、そのニーズとサービスにはズレが生じている(坪井・李, 2007)。秘匿性の強い一時保護所においては、研究の実施そのものが難しいと指摘されているが(和田, 2016)、児童を対象にした研究が求められる状況にあるといえる。

以上のことから、本研究では一時保護所の児童を対象に調査を行い、職員の関わりから児童が生活に安心・安全を感じられるプロセスを明らかにすることを目的とする。そのため、まずは児童が感じる職員の関わりの構造を明らかにする尺度作成を行う。そして、職員が多様な関わり方を試行錯誤する過程で児童が安心・安全を感じられるとした、阪無・石村(2017a)のプロセスを児童側からも実証できるかを検証する。

Ⅱ. 方法

1. 調査協力者

首都圏の一時保護所7施設に調査の協力を依頼した。調査協力に同意を得られたのは児童相談所1施設と併設される一時保護所であった。厚生労働省(2017)の参考資料によれば、当該施設は児童の平均在所日数は全国平均から大きく上回り上位に当てはまる状況であった。

調査協力者は、2017年12月から2018年3月における小学3年生以上の入所児童50名(男子27名、女子23名、平均年齢 12.06 ± 2.26 歳)であった(Table1)。

2. 倫理的配慮

近年、研究倫理に反する調査や書籍の影響を受け、研究に関する児童相談所の懸念や抵抗が増している状況が指摘されている(和田, 2016)。本研究はこの点に配慮し調査を行った。

まず、筆者が所属する大学院の研究倫理委員会の審査を受けた(承認番号:17-1-25)。

次に児童相談所長及び一時保護課長に研究目的や方法等を説明し、調査協力の同意書に児童相談所のサインを得た。

なお、児童福祉法における「児童相談所長の権限等(第33条の2)」では、児童相談所長は入所児童の親権を行い、児童の福祉のために監護、教育、懲戒を児童へと必要に応じて行う立場にあること

Table 1 協力者の属性

項目	性別		合計	
	男	女		
年 齡	8	3	0	3
	9	3	1	4
	10	0	4	4
	11	4	9	13
	12	1	3	4
	13	7	2	9
	14	3	2	5
	15	3	1	4
	16	2	1	3
	17	1	0	1
学 年	小3	5	1	6
	小4	1	2	3
	小5	4	9	13
	小6	1	5	6
	中1	4	2	6
	中2	6	2	8
	中3	1	2	3
	高1	3	0	3
	高2	1	0	1
	中卒	1	0	1
合計	27	23	50	

が記されている(莊村, 2016)。このため, 児童相談所長の同意を得てから本調査を実施した。また, 「調査及び研究の推進(第33条の9の2)」では, 国は要保護児童の健全な育成に資する調査及び研究を推進することが明記されている。これと同様に, 本研究は研究の成果を現場へと還元していくことを念頭に置き, 児童の健全な育成を目的に調査を進めた。

その後, 一時保護所の児童心理司, 児童指導員, 保育士の各1名に資料配布等の調査実施の協力を依頼した。調査協力者へは, 児童の権利擁護の観点から, 児童の安心・安全の生活の維持・向上を目的にしていることを説明し, 自由意志に基づくこと, 方法, 守秘等を口頭, 書面にて説明し, 質問紙調査を実施した。さらに, 質問紙調査を実施する際には, 既存の構造化された学習場面を活用することで, 児童の心理的な負担, 生活の日課や規

律に配慮した。児童の質疑応答があれば, その都度個別で対応した。回収の際には個別でデブリーフィングを行い, 全体には改めて守秘を確認した。

3. 質問紙構成

1) フェイスシート

調査協力者の基本属性として年齢, 性別, 学年を選択式および記入式で回答を求めた。

2) 児童を感じる職員の関わり

阪無・石村(2017a, 2018)は一時保護所における児童の問題行動への関わりとして, 受容的な関わり, 解決的な関わり, 教育的な関わり, 成長促進的な関わり, 援助関係の構築, 強制的な関わり, 回避的な関わりを挙げている。これらは職員が受容的な関わりに至るプロセスの中で現れる関わりであることから, 本研究ではこれを参考にして職員による児童への7種類の関わりに関する質問を各6項目の計42項目設けた。「あてはまらない(1点)」～「あてはまる(4点)」で評定した。

3) 生活安全感・安心感

松村・鈴木・加藤・三浦・宇津(2014)により養護施設で暮らす児童を対象に作成した生活安全感・安心感尺度を使用した。この尺度は東京都版自尊感情測定尺度(東京都教育研修センター, 2010), DepressionSelf-RatingScaleforChildren(村田・清水・森・大島, 1996)との関連から妥当性及び信頼性が確認されている。

生活安全感尺度は「他児との間の安全感」, 「大人との間の安全感」, 「性的な安全感」の3因子17項目から構成され, 「よくある(1点)」～「まったくない(4点)」で評定した。生活安心感尺度は「大人からの安心感」, 「子ども同士の安心感」, 「居場所・リラックス」の3因子17項目から構成され, 「あてはまらない(1点)」～「あてはまる(4点)」で評定した。なお, 尺度使用の際には, 両尺度における「学園」の表記は「保護所」に変更し, 安心感尺度における「自分の部屋に帰りたくないことはあ

りますか」の質問項目は一時保護所では児童個人の部屋が設けられていないため分析から除外した。

Ⅲ. 結果

児童の回答に不備や欠損値のないことを確認し、50名全員を分析対象とした。

まず職員の関わりの構造を明らかにするため、職員の関わりごとに因子分析を行った (Table2)。その後、 α 係数を算出して内的整合性を確認した (Table3)。

次に、生活安全感・安心感の α 係数を算出して内的整合性を確認し、職員の関わりと生活安全感・安心感との相関分析を行った (Table3)。その後、児童が安心・安全を感じられる職員の関わり方を明らかにするために共分散構造分析を行った (Figure1)。

1. 職員の関わりの因子分析

まず、児童が感じる職員の関わりについて、平均値、標準偏差を求めた。天井効果、フロア効果のみられないことを確認し、関わりの構造を明らかにするため、各1因子モデルを想定した主因子法・プロマックス回転による因子分析を行った。そして、内的整合性を検討するため、 α 係数算出した (Table2)。

1つ目は6項目で構成された。どのような状況においても職員が児童の気持ちを尊重し、真剣にわかろうとする内容の項目で構成されるため「受容的な関わり」と命名した。 α 係数は .92であった。

2つ目は6項目で構成された。職員が児童の問題に対応し、解決を志向する内容の項目で構成されるため「解決的な関わり」と命名した。 α 係数は .89であった。

3つ目は6項目で構成された。職員が児童に問題の解決方法や目指すべき方向性を教える内容の

項目で構成されるため「教育的な関わり」と命名した。 α 係数は .92であった。

4つ目は6項目で構成された。職員が児童の意欲を引き出し、成長を促す内容の項目で構成されるため「成長促進的な関わり」と命名した。 α 係数は .92であった。

5つ目は6項目で構成された。職員が児童の気持ちや問題の予防に配慮し、日常的に関係を築く内容の項目で構成されるため「援助関係の構築」と命名した。 α 係数は .92であった。

6つ目は6項目で構成された。職員の意向に児童を従わせ、児童の問題を抑制する内容の項目で構成されるため「強制的な関わり」と命名した。 α 係数は .90であった。

7つ目は5項目で構成された。職員が児童の問題に真剣に対応せず、一方的に避けようとする内容の項目で構成されるため「回避的な関わり」と命名した。

なお、「6. 保護所の先生は子どもが言った通りになんでも協力しようとしています」の質問項目は、因子負荷量は .25を示し、IT 相関では α 係数の .77から .82への上昇を示したことことから除外した。

また、因子分析より得られた各職員の関わりを観測変数に設定し、職員の関わりに関する確認的因子分析を行った。このモデルの適合度は $X^2(df: 1) = .00$, $X^2 / DF = .99$, $GFI = 1.00$, $AGFI = 1.00$, $CFI = 1.00$, $RMSEA = .00$ であり、受容的な関わりに至る職員の関わりを説明するモデルとして十分に許容される値が得られた。

尺度間相関は Table3に示した。受容的な関わり、解決的な関わり、教育的な関わり、成長促進的な関わり、援助関係の構築は互いに正に相関した。強制的な関わりと回避的な関わりは正に相関したが、強制的な関わりは教育的な関わりや成長促進的な関わりとの相関は示されなかった。このことから職員の関わりは2つに大別される傾向が示された。1つ目は受容的な関わり、解決的な関

Table 2 児童を感じる職員の関わりの因子パターン

項目	因子	平均	
	<i>I</i>	<i>M</i>	<i>SD</i>
受容的な関わり(α=.92)			
1 保護所の先生はひとりではがんばれない気持ちも大切にしてくれます	.89	2.74	1.01
2 保護所の先生は子どもの気持ちを真剣にわかろうとしてくれます	.87	2.72	.93
3 保護所の先生はいそがしいときでも子どもの話を聞こうとしてくれます	.85	2.70	.89
4 保護所の先生は怒ったときでも子どもの考えを聞いてくれます	.81	2.88	.82
5 保護所の先生は怒る前に子どもの気持ちを聞いてくれます	.78	2.74	1.01
6 保護所の先生は子どもが悪いことをしたくなる気持ちもわかろうとしてくれます	.77	2.58	.88
解決的な関わり(α=.89)			
1 保護所の先生は子どもを強く怒るときでも落ち着いていてくれます	.82	2.86	.90
2 保護所の先生は人との距離感を守るように子どもに声をかけてくれます	.78	3.14	.88
3 保護所の先生は何が悪かったのかを子どもに教えてくれます	.77	3.22	.93
4 保護所の先生は子どもが悪さをするとその場ですぐに声をかけてくれます	.75	3.20	.99
5 保護所の先生は子どもが悪いことする前に声をかけてくれます	.72	2.68	.98
6 保護所の先生は「悪いことは悪い」としっかりと注意をしてくれます	.68	3.38	.83
教育的な関わり(α=.92)			
1 保護所の先生はイヤな気持ちにならない方法を教えてくれます	.87	2.88	1.04
2 保護所の先生はイヤな気持ちを正しく表現する方法を教えてくれます	.83	2.80	.99
3 保護所の先生はどんな人に成長してほしいかを伝えてくれます	.82	2.76	.96
4 保護所の先生は人として正しいことを子どもに教えてくれます	.80	3.18	.87
5 保護所の先生はうまくいくやり方を教えてくれます	.80	2.92	.92
6 保護所の先生は人にやさしくするお手本となってくれます	.70	3.04	.95
成長促進的な関わり(α=.92)			
1 保護所の先生はがんばりたい気持ちを応援してくれます	.94	2.84	1.04
2 保護所の先生はがんばっていることに気がついてくれます	.87	2.78	1.09
3 保護所の先生は力づよい言葉でやる気にさせてくれます	.87	2.76	.96
4 保護所の先生は良いことをするとよろこんでくれます	.83	2.90	.93
5 保護所の先生はむずかしいことにもチャレンジさせてくれます	.74	2.82	.96
6 保護所の先生は悪いことをしても信じようとしてくれます	.64	2.66	.94
援助関係の構築(α=.92)			
1 保護所の先生は悪いことをしなくてもかまってくれます	.88	2.78	.93
2 保護所の先生は子どものあまえたい気持ちに気づいてくれます	.84	2.62	.88
3 保護所の先生はいつでも子どもの力になってくれます	.84	2.92	.90
4 保護所の先生は子どもを心配して声をかけてくれます	.79	2.98	.87
5 保護所の先生は子どもの頼み事を真剣に考えてくれます	.78	2.92	.88
6 保護所の先生は子どもを大切にしている気持ちを伝えてくれます	.77	2.88	.96
強制的な関わり(α=.90)			
1 保護所の先生は先生によってまったく違うルールを子どもに守らせようとします	.82	1.68	.89
2 保護所の先生はひどい言葉をつかって子どもを注意します	.80	1.58	.78
3 保護所の先生はとてもうるさい声で子どもを怒ります	.77	1.96	.97
4 保護所の先生は子どもが悪いことをすると関係のないことまで怒ります	.77	1.88	1.04
5 保護所の先生はめんどくさそうに子どもを注意します	.76	1.78	.86
6 保護所の先生は子どもの悪いことを力づくでやめさせようとします	.75	1.80	.76
回避的な関わり(α=.82)			
1 保護所の先生は子どもが悪いことをするとわざと話しかけないようにします	.76	1.66	.85
2 保護所の先生は子どもが悪いことをしてもしっかりと真剣には怒りません	.72	1.58	.78
3 保護所の先生は子どもが相談すると簡単に話を变えようとします	.72	1.62	.88
4 保護所の先生は子どもが悪いことをしても少しも怒りません	.69	1.42	.73
5 保護所の先生はルールは子どもを守るためにあることを教えようとしません	.56	1.58	.70

わり, 教育的な関わり, 成長促進的な関わり, 援助関係の構築の5つの関わりから構成される関わり方である。2つ目は強制的な関わり, 回避的な関わりから構成される関わり方である。

なお, 合計は強制的な関わりと回避的な関わりを逆転項目として, 各職員の関わりの合計点を算出し, 平均値を求めたものである。すなわち, 合計は受容的な関わりに至る職員の関わり方を表している。各関わりの中で受容的な関わりとの相関を最も強く示した。

2. 職員の関わりと各尺度の相関分析

まず, 生活安全感・安心感の α 係数を確認した。安心感尺度のうち, 下位因子の「居場所・リラックス」に関し, 「一人ぼっちでさみしいと感じることがありますか」の質問項目は, 他の質問項目の相関行列の数値が.07, .05という低い値を示すことから項目を除外したうえでその後の分析を行った。

次に構成概念妥当性を検討するため, 児童が感じる職員の関わりと生活の安心感・安全感の平均値を算出し相関を求めた (Table3)。

生活の安心感・安全感の合計をみると, 受容的な関わり, 解決的な関わり, 教育的な関わり, 成長促進的な関わり, 援助関係の構築, 児童が感じる職員の関わりの合計とは正に, 強制的な関わり, 回避的な関わりとは負に相関した。児童は職員の関わりから生活に安心・安全を感じられる傾向が示された。

また, 生活安全感尺度をみると, 他の児童との間の安全感は解決的な関わりと援助関係の構築で正の相関を示し, 性的な安全感は解決的な関わりで正に相関した。職員の関わり方によって児童は安全の感じ方が異なる傾向が示された。

同様に生活安心感尺度をみると, 大人からの安心感と居場所・リラックスは強制的な関わりとは無相関であるが, その他の関わりとは相関が示さ

れた。職員の関わり方によって, 児童の安心の感じ方が異なる傾向が示された。

3. 職員の関わりから児童が生活に安心・安全を感じられるプロセス

児童は職員のどのような関わりに生活の安心・安全を感じているのかを明らかにするため, 独立変数を受容的な関わり, 解決的な関わり, 教育的な関わり, 成長促進的な関わり, 援助関係の構築, 強制的な関わり, 回避的な関わり, 従属変数を生活安全感, 生活安心感に設定し, 共分散構造分析式モデルによる重回帰分析を実施した。モデルの適合度は $X^2(df:20)=10.07$, $X^2/DF=.97$, $GFI=.96$, $AGFI=.91$, $CFI=1.00$, $RMSEA=.00$ であり, 児童が生活に安心・安全を感じられる職員の関わり方を説明するモデルとして許容される値が得られた。誤差変数を簡略したモデルをFigure1に示す。

Figure1から児童は大別して4つのプロセスを経て職員の関わりから生活に安心・安全を感じられることが明らかとなった。

1つ目は強制的な関わりが回避的な関わりに進展するプロセスである。強制的な関わりは回避的な関わりへ正に, 生活の安心感・安全へ負に影響した。児童は強制的に関わる職員からは安全感を, 回避的に関わる職員からは安心感を得られない傾向が示された。また回避的な関わりは解決的な関わりへ負に影響した。児童は回避的に関わる職員からは解決的に関わる姿勢を感じられない傾向が示された。

2つ目は解決的な関わりから援助関係の構築に進展するプロセスである。解決的な関わりは援助関係の構築へ正に影響した。児童は解決的に向き合う職員との間で援助関係を築く傾向が示された。また解決的な関わりと援助関係の構築は受容的な関わりと教育的な関わりへ正に影響した。児童は援助関係を築いた職員との間で受容や教育を

体験する傾向が示された。

3つ目は教育的な関わりから成長促進的な関わりに進展するプロセスである。教育的な関わりは成長促進的な関わりを介して生活の安心感・安全感へ正に影響した。児童は教育的に成長を促す職員から生活に安心・安全を感じる傾向が示された。一方、成長促進的な関わりは負に影響する受容的な関わりを介して生活の安心感・安全感へ負に、正に影響する強制的な関わりを介して回避的な関わりへ正に影響した。児童は成長を求めるが受容のない職員からは強制的・回避的な関わりを体験しており、生活に安心・安全を感じられない傾向が示された。

4つ目は受容的な関わりから成長促進的な関わりに進展するプロセスである。受容的な関わりは解決的な関わりと援助関係の構築から正の影響を受け、負に影響する強制的な関わりを介して回避的な関わりへ負に影響した。そして、成長促進的な関わりを介して生活の安心感・安全感へ正に影響した。児童は受容的に成長を促す職員からは強制的な関わりと回避的な関わりを体験することなく生活に安心・安全を感じられる傾向が示された。また、生活安全感は受容的な関わりに負の影響を示した。生活に安全を感じられない児童ほど、職員の受容的な関わりを経験する傾向が示された。

以上のことから児童が生活に安心・安全を感じられるためには、職員の強制的・回避的な関わりを予防し、プロセスに沿った児童への関わり方が有効といえる。

Ⅳ. 考察

本研究では、児童が一時保護所の生活に安心・安全を感じられる職員の関わり方を明らかにするため、児童を対象にした調査を行った。その結果、職員の関わりの構造が明らかとなり (Table2)、解決的な関わり、援助関係の構築、受容的な関わり、教育的な関わり、成長促進的な関わりは生活

安全感と生活安心感へと正に影響するプロセスが明らかとなった (Figure1)。以下、職員の関わりの構造および、職員の関わりから児童が生活に安心・安全を感じられるプロセスを考察する。

1. 職員の関わりの構造

職員の関わりを因子分析した結果、職員の関わりとして、受容的な関わり、解決的な関わり、教育的な関わり、成長促進的な関わり、援助関係の構築、強制的な関わり、回避的な関わりが明らかとなった (Table2)。

信頼性について、Cronbach の α 係数は .82 ～ .92 の範囲を示し、項目内容の一貫性が確認されたと考えられる。回避的な関わりで除外された「保護所の先生は子どもが言った通りになんでも協力しようとしています」の項目は、児童に対する一方的な従順と協力的な反応の相反する意味が含まれるために、 α 係数を低減させた可能性がある。項目の再検討が望まれる。

次に、各尺度の相関係数を求めた結果、児童が生活に安心・安全を感じられる職員の関わり方として、児童中心の関わり方と職員中心の関わり方が想定された (Table3)。

1) 児童中心の関わり方

受容的な関わり、解決的な関わり、教育的な関わり、成長促進的な関わり、援助関係の構築の5つの関わりは互いに正の相関を示した。これらの質問項目は児童の気持ちや考えを職員が状況を問わずに認め受け入れ、問題の解決や児童の成長を促す内容で構成されていた。児童を問題解決の主体とした児童中心の関わりと考えられる。いずれの関わりも児童は生活に安心・安全を感じる傾向にあることから、児童の境遇や傷つきを受けとめることで適切な表現や安心・安全の生活を目指すとした「一時保護ガイドライン (厚生労働省, 2018)」の内容に沿う関わり方と考えられた。

2) 職員中心の関わり方

強制的な関わりと回避的な関わりは正の相関を示した。これらの質問項目は、職員が否定的な感情を露わにし、児童へと拒絶的に関わる内容で構成されていた。職員を問題解決の主体とした職員中心の関わり方と考えられる。いずれの関わりも児童は生活に安心・安全を感じられない傾向にあることから、感情のままに児童を叱責し、温かいコミュニケーションをとらず、児童間の脅しや暴力を無視するといった「被措置児童等虐待（厚生労働省、2009）」の内容に類する恐れのある関わり方と考えられた。

2. 職員の関わりから児童が生活に安心・安全を感じられるプロセス

共分散構造分析の結果から、職員の関わりが生活安心感と生活安全に影響するプロセスが明らかとなった（Figure1）。そして、職員の関わり方は①強制的な関わりから回避的な関わりに進展するプロセス、②解決的な関わりから援助関係の構築に進展するプロセス、③受容的な関わりから成長促進的な関わりに進展するプロセス、④教育的な関わりから成長促進的な関わりに進展するプロセスという4つのプロセスを辿ることが想定された。以下、プロセスの進展に沿って考察していく。

1) 強制的な関わりから回避的な関わりに進展するプロセス

強制的な関わりと回避的な関わりは生活安心感と生活安全感に負の影響を示した。職員を対象にした調査では、職員が感情のままに児童へと関わる背景には、職員が自分らしく振る舞えないためにバーンアウトする状態にあることが指摘されている（阪無・石村、2015）。そしてバーンアウトする職員は、児童へと受容的に関わるほど職員に対する組織のサポート不足を体験し、愛情を感じられない児童へと強制的に関わる支援の悪循環に陥っていた（阪無・石村、2018）。

児童を調査の対象とした本研究により、福祉サービスの利用者である児童の視点から職員ケアの必要性が示唆されたといえる。児童の安心・安全の生活を保障するためには、この強制・回避的な関わりの段階にいる職員に対して、安心・安全を脅かす関わりを未然に予防することを目的とした職員への心理ケアに関するアプローチの実施が課題と考えられる。

2) 解決的な関わりから援助関係を築く関わりに進展するプロセス

解決的な関わりは援助関係の構築に正の影響を示した。一時保護所の児童は虐待の影響、愛着形成の問題といった特性的・能力的な課題を抱えており、児童が自立的に問題へと健全に対処することが困難な傾向にある（阪無・石村、2017b）。このため、問題と向き合い解決をサポートしてもらえる職員との間で児童は援助的な関係性を体験すると考えられる。

また、年齢と解決的な関わりで正の相関が示され、低年齢児であるほど職員の解決的な関わりを感じられない傾向が示された。虐待を受けた児童の発達的な特徴として、小学生は衝動性・多動性を示し、思春期にかけて不安や抑うつ、攻撃行動を示す傾向が指摘されている（石、2006）。児童が生活に安心・安全を感じられるには、児童の行動の背景に発達段階に特徴的な虐待の影響があることを見立てながら、児童へと解決的に関わることを望まれるといえる。

3) 教育的な関わりから成長促進的な関わりに進展するプロセス

教育的な関わりは成長促進的な関わりに正の影響を示し、その後、生活安心感と生活安全感に正の影響を示した。しかし、成長促進的な関わりは受容的な関わりに負の影響を示し、強制的な関わりに正の影響を示した。児童は気持ちを大切にしてもらえない職員との関わりから支配や拒絶に関

する関わりを体験をするものと考えられる。

特に、現在の一時保護所は一律的に児童の問題行動を制限・指導する組織風土を築く傾向があり、職員が児童の境遇を想像できない状況に置かれている（慎，2017）。一時保護所の現状を踏まえて児童の安心安全の生活を保障するならば、児童の生活に関わる施設の環境や労働状況を改善するとともに、組織側の課題がある状況においても、児童の境遇を理解しようと努める職員をエンパワメントし、受容的な観点から児童へと関わる技能の維持・向上が求められるといえる。

4) 受容的な関わりから成長促進的な関わりに進展するプロセス

受容的な関わりは成長促進的な関わりに正の影響を示し、その後、生活安心感と生活安全感に正の影響を示した。児童は気持ちを大切にされ、職員から成長を喜んでもらえる体験を通して安心を感じとり、トラブルの少ない安全な生活を築くものと考えられる。

このように、生活の中で育ちの場を提供する生活臨床において、三ヶ田（2018）は、愛着障害やトラウマなどの困難を抱える子どもに対する援助者の適切な関わり方は「自分の持っている知識やスキルを常識として一方的に説得するように伝える」指導よりも「子どもの視点に立ってさまざまな工夫を加えて本人が納得するように伝える」支援が重要と述べている。

このことから、本研究により示された解決的な関わり、援助関係の構築、受容的な関わり、教育的な関わり、成長促進的な関わりは子ども中心の「支援」的な関わりと考えられる。児童の安心・安全の生活を保障するためには、これらの関わりを柔軟に使い分け、「児童にどのような関わりが伝わるか」を軸に支援を検討することが有効と考えられる。

以上のことから、本研究により明らかにされた職員の多様な関わりから児童が生活に安心・安全

を感じられるプロセスは、阪無・石村（2017a）における職員が多様な関わり方を試行錯誤する過程で児童が安心・安全を感じられるとしたプロセスを支持する内容と考えられる。施設の構造や労働状況を改善するとともに、職員への心理ケアや教育的なサポートを取り入れ、児童へと受容的に関わる職員の技能をエンパワメントしていく必要性が児童側からも報告されたと考えられる。

3. 本研究の限界と課題

本研究により、一時保護所における児童の安心・安全の生活を保障する職員の関わり方の構造とプロセスが明らかとなった。児童への具体的な関わり方を検討することに役立つものと考えられる。

しかし、調査対象者は50名と少なく、協力施設は調査に同意を得られた1施設である。結果の一般化のために、より多くの調査協力者と多様な施設状況を考慮した調査の実施が望まれる。特に、職員の提供する支援と児童が求める支援は異なる可能性があるため、児童を対象にした調査が期待される。本研究の結果においても、児童は職員の質的に異なる関わりを詳細に感じ取っており、児童の状態に応じた多様な関わり方を職員に求める様子が示唆された。

以上のことから、児童相談所の秘匿性の義務から調査実施の難しい現状がある一方で、調査により、問題状況を予防する具体的な示唆が得られたといえる。今後は、児童を対象にした調査により、職員の関わりが実際に児童の心理ケアや問題行動の改善に効果を示すことを明らかにし、職員の受容的な関わりを維持・向上させるアプローチの検討・実施が課題となる。

謝辞

本調査にご協力いただきました皆様に、厚く御礼申し上げます。

V. 文献

- 石 曉玲 (2006) . 児童養護施設における子どもの情緒的・行動的問題アセスメントー被虐待児を中心とした治療的対応を巡ってー 臨床教育心理学研究, 32, 1-8.
- 川並利治・井上 景 (2016) . 小規模一時保護所の設置と検討課題 和田一郎 (編) 児童相談所一時保護所の子ども支援 子どもへのケアから行政評価まで. pp.50-101, 明石書店.
- 厚生労働省 (2009) . 措置児童等虐待対応ガイドラインについて (通知), https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/syakaiteki_yougo/04.html (2018.8.8)
- 厚生労働省 (2017) . 一時保護の現状について. 第13回 新たな社会的養育の在り方に関する検討会. <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000163964.html> (2018.8.8)
- 厚生労働省 (2018) . 一時保護ガイドラインについて, https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/hourei.html (2018.8.8)
- 阪無勇士・朝田雄亮・宮原樹里・岡本真弓 (2018) . 一時保護所における入所児のストレスと問題行動 振り返りからみる生活の様子, 児童相談紀要, 22, 15-37.
- 阪無勇士・石村郁夫 (2015) . 一時保護所における児童への感情労働が本来感を介してバーンアウトに及ぼす影響, 東京成徳大学臨床心理学研究, 15, 163-168.
- 阪無勇士・石村郁夫 (2017a) . 一時保護所職員による入所児童への受容的な関わりに至るプロセス 日本ヒューマン・ケア心理学会学術集会 第19回大会プログラム・講演集, 23.
- 阪無勇士・石村郁夫 (2017b) . 一時保護所職員が認知する児童の外在的な問題と背景要因および援助意図に関する研究 東京成徳大学臨床心理学研究, 16, 172-182.
- 阪無勇士・石村郁夫 (2018) . 一時保護所職員の受容的な関わりを促進するプロセスの検証 施設内体験や保護所への愛着がバーンアウトを介して及ぼす影響 日本健康心理学会第31回大会 / 日本ヒューマン・ケア心理学会合同大会学術集会第20回大会 合同大会発表論文集 (WEB 論文集), 124.
- 荘村明彦 (2016) . 改正児童福祉法・児童虐待防止法のポイント (平成29年4月完全施行) 新旧対照表・改正後条文 中央法規出版
- 東京都教育委員研修センター (2010) . 自尊感情や自己肯定感に関する研究 (第3年次) 東京都教育センター紀要, 10, 3-28.
- 慎 泰俊 (2017) . ルポ 児童相談所 一時保護所から考える子ども支援 ちくま新書
- 坪井裕子・李 明憲 (2007) . 虐待を受けた子どもの自己評価と他者評価による行動と情緒の問題 Child Behavior Checklist (CBCL) を用いた児童養護施設における調査の検討 教育心理学研究, 55, 335-346.
- 三ヶ田智弘 (2018) . 児童心理治療施設における愛着障害への治療的アプローチー世代間トラウマを治療する試み 金井 剛 (編) 心の科学 現場から考える愛着障害 (pp.75-79)
- 村田豊久・清水亜紀・森陽二郎・大島洋子 (1996) . 学校における子どものうつ病ー Birlerson の小児期うつ病スケールからの検討ー 最新精神医学, 1, 131-138.
- 松村松香・鈴木 寛・加藤建志・三浦崇志・宇津木孝正 (2014) . 児童養護施設における『生活安全感・安心感尺度』作成の予備的研究 子ども家庭福祉学, 14, 47-56.
- 山田ひとみ (2016) . 一時保護職員として考えること 子どもと福祉編集委員会 (編) 子どもと福祉 Vol.9. (pp.64-65) 明石書店
- 和田一郎 (2016) . エビデンスに基づいた一時保護所のシステム向上にむけて 和田一郎 (編) 児童相談所一時保護所の子どもと支援 子どもへのケアから行政評価まで (pp.237-263) 明石書店